

## ○富士見市建設工事成績評定要領

昭和50年6月26日 決裁

平成25年3月29日全部改正 決裁

### (目的)

第1条 この要領は、富士見市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に関し、必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定者及び対象区分)

第2条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、担当監督員及び総括監督員並びに工事検査員とし、原則として1件の請負代金が500万円を超える工事とする。ただし、別表1に掲げる工事については、評定を省略することができる。

### (評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等を評価するものとする。

### (評定方法)

第4条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

- 2 担当監督員及び総括監督員である評定者は工事完成のとき、工事検査員である評定者は完成検査実施のとき、それぞれ評定を行うものとする。ただし、工事の評定者となる監督員が2名以上ある場合においては、それらの者が協議の上評定を行うものとする。
- 3 評定は、別に定める考査項目別運用表に基づき行い、評定の結果は、工事成績報告書（以下「報告書」という。）及び細目別評定点表に記録するものとする。
- 4 評定に当たっては、受注者は、工事における高度技術、創意工夫、社会性等に関して、実施状況報告書（様式第1号）を工事完成通知書と同時に、又はそれ以前に提出することができるものとする。

### (工事成績の報告)

第5条 契約検査課長は、評定結果について、報告書（様式第2号）により市長に報告するものとする。

- 2 報告書は、契約検査課が保管し、契約検査課長は報告書の写しを工事主管部長へ送付するものとする。

(評定結果の通知)

第6条 発注者は、完成検査終了後その工事の成績を工事成績評定結果通知書（様式第3号）により受注者に通知するものとする。

(説明請求)

第7条 前条による通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、工事成績評定結果に関する説明請求書（様式第4号）により市長に対して評定の結果について説明を求めることができる。

2 発注者は、前項による説明を求められたときは、受注者に対して工事成績評定に関する説明書（様式第5号）により回答するものとする。

3 前項の規定により受注者へ回答するに当たり、別に定める工事成績評定審査委員会の審査を経るものとする。

(評定の修正)

第8条 発注者は、前条第3項の規定により審査した結果、当該評定を修正する必要があると認める場合は、評定を修正し、工事成績評定結果修正通知書（様式第6号）により受注者へ通知するものとする。この場合において、同条第2項の規定は、適用しない。

(評定結果の公表)

第9条 評定結果は、契約検査課において、完成検査後遅滞なく、工事成績評定結果表（様式第7号）により公表するものとする。

2 公表は、自由閲覧方式とし、閲覧者の氏名等の記載は要しないものとする。

3 閲覧期間は、完成検査日の属する年度とその翌年度とする。

4 閲覧に供した資料の内容に関する問い合わせには応じないものとする。

(公営企業に係る取扱い)

第10条 公営企業に係る工事については、この要領を準用するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項について、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、昭和50年6月26日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

この要領は、昭和60年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別表1 評定を省略することができる工事

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 主たる工事内容が道路反射鏡、情報板、標識、標柱、区画線、浚渫、無線、堤防天端補修のいずれかに該当する工事</li><li>2 主たる工事が、都市ガス工事、標識工事、サイン工事、設備機器分解修理、外柵工事、畳工事のいずれかに該当する工事</li><li>3 単価契約工事</li><li>4 その他発注者が認めた工事</li></ol> |
|---|